

Sunshine City Card

サンシャインシティカード ショッピングチケットのご案内

1. ポイントのつきかた

ポイントは、会員さまがサンシャインシティカードでショッピングをされると、返済回数にかかわらず、ご利用金額に応じてたまっていきます。カードショッピングご利用金額＜100円につき1ポイント＞が基本となりますが、サンシャインシティ内でのご利用には下記のとおりポイントが付与されます。

※キャッシングのご利用、Edyなど電子マネーへのチャージ、諸費用はポイントの対象となりません。

	ご利用のパターン	ご利用金額 100円につき
サンシャインシティ内でのご利用*	サンシャインシティアルパ*、スカイレストラン、サンシャイン水族館、サンシャイン60展望台でカードショッピングをされた場合	2ポイント
通常利用	上記以外の、カード加盟店でカードショッピングをされた場合	1ポイント

*一部対象外の店舗があります。(通常利用のポイントが付与されます。)

2. ポイントのご利用方法

たまったポイントは応募や申請の必要はありません。＜1ポイント＝1円＞で換算され、累計で500ポイントを超えた月に発行されるご利用代金明細書上に、サンシャインシティアルパ*、スカイレストラン、サンシャイン水族館、サンシャイン60展望台でのお買い物・ご飲食に利用できるショッピングチケット(お買物券)として、500円きざみで自動的に発行されます。ショッピングチケットはこの方法によってのみお受け取りいただけます。

*一部対象外の店舗があります。

3. ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は、各ご利用月から1年間です*。有効期限を過ぎるとショッピングチケットとして自動発行されていないポイントは消滅します。

*ポイントが付与された月を含んで12ヵ月以内に使用されないポイントは13ヵ月目に消滅します。

4. ポイントの表示方法

500ポイントに達しない場合や、ショッピングチケットを発行して残ったポイントはご利用のあった月の翌月に送付される「ご利用代金明細書」に表示してお知らせいたします。

ポイント明細		
①前月繰越ポイント	100	①前月繰越ポイント 前月から繰り越したポイント数
②当月獲得ポイント	586	②当月獲得ポイント 当月のご利用代金明細書で新たに加わったポイント
③当月のショッピングチケット充当ポイント	-500	③当月のショッピングチケット充当ポイント 当月のショッピングチケットになったポイント
④当月の増減・消滅ポイント	0	④当月の増減・消滅ポイント 当月に消滅するポイントや調整値(臨時)
⑤当月の残ポイント	186	⑤当月の残ポイント 次月以降に繰り越すポイント数



※上記のご利用代金明細書はイメージです。

5. ショッピングチケットの額面と上限金額

ショッピングチケットの額面は、500円以上5,000円以下で、500円きざみで発行されます。ただし、一度に発行されるショッピングチケットの限度額は5,000円までで、高額のご利用時などにより5,000円を超えるポイント累積となった場合超過したポイントは次月以降に繰り越されます。(繰り越されたポイントの有効期限は1年間となります。)

6. ショッピングチケットの有効期限

ショッピングチケットの有効期限は発行月から6ヵ月です。

例)8月の「ご利用代金明細書」で発行されるショッピングチケットに印字される有効期限は、翌年2月末日になります。

ご注意

金融機関の自動振替手続きが完了されていない会員さまに対しましては、ポイントは蓄積されますが、ショッピングチケットを発行することはできません。所定の用紙にご記入のうえ、至急口座振替手続きをお願いいたします。手続きを完了されますと、その後サンシャインシティカードをご利用いただいた時点から発送される「ご利用代金明細書」でそれまでの蓄積ポイント分のショッピングチケットが発行されます。ただし、口座振替手続き未了期間内にポイントの有効期限を過ぎ消滅したポイントは、その後に口座振替手続きが完了しても復活いたしませんのでご注意ください。

サンシャインシティカードポイント制度規約

第1条(ポイントシステム)

- (1) サンシャインシティカードポイントシステムとは、サンシャインシティカード会員(以下「会員」といいます)のカード利用代金に応じてポイントが付与される制度をいいます。
- (2) 株式会社オリエンコーポレーション(以下「当社」といいます)は、そのポイントに応じてサンシャインシティ内にある下記施設で利用することのできるチケットを発行し、会員は、当該チケットを利用することによってのみポイントを使用することができます。
(利用可能先: サンシャインシティアルパ*、スカイレストラン、サンシャイン水族館、サンシャイン60展望台)
*一部対象外の店舗があります。

第2条(ポイントサービス)

ポイントは、会員の月間カード利用代金(カードキャッシング利用代金は除かれます)に末尾記載の割合を乗じて算出されます。ポイントの付与日は、原則としてカードの利用日を含む月の翌月10日とします。但し、当社の事務上の都合によりその翌月以降の月の10日になる場合があります。

第3条(チケット発行)

- (1) サンシャインシティカードショッピングチケット(以下「チケット」といいます)は前条により算出されたポイントに対し、1ポイントにつき1円の割合で換算され会員に発行されます。
- (2) チケットは一定のポイント単位(以下「ポイント単位」といいます)毎に、ポイント付与日の古いものから順に利用し発行されます。この場合、ポイント単位は、末尾記載の通りとします。
- (3) ポイント単位に満たない端数ポイントは、次月に繰り越されます。但し、当該端数ポイントがポイント単位に達することなくポイントの付与日から12か月を経過すると当該ポイントは失効します。
- (4) チケットとして発行されたポイントの有効期間は、チケットの券面に表示された期間内とし、この期間を超えたチケットは失効します。

第4条(口座未登録時の取扱)

- (1) 会員の事情により、カード決済のための口座登録がなされていない場合は、口座手続きが完了するまでチケットは発行されません。手続き完了後のチケットについては、第3条4項の定めが適用されるものとします。
- (2) 前項におけるポイントサービスについては第2条の定めに、ポイントの有効期間については第3条3項の定めに従うものとします。

第5条(ポイントの取消)

- (1) 会員の商品の購入又は役務の提供等が取消・無効になった場合、そのカード利用代金に応じたポイントも、遡って取消・無効となります。
- (2) 会員が、理由の如何を問わず、会員資格を脱会・喪失した場合、既に蓄積されているポイントは全て自動的に失効します。

第6条(ポイントサービスの停止)

会員がカード利用代金の支払いを遅延している場合、ポイントサービスの利用に関し不正、虚偽の行為をしたと認めた場合、その他カード会員規約又は本規約に違反している場合、会員はポイントサービスを受けることができません。

第7条(公租公課)

会員のサンシャインシティカードポイントシステムの利用によって、万一公租公課が生じた場合は、全て会員が負担します。

第8条(チケットの紛失等)

チケットは会員の紛失、盗難等いかなる場合においても再発行されません。

第9条(その他)

- (1) 当社は、予告なしにいつでもサンシャインシティカードポイントシステムを終了もしくは中止、又は内容を変更できるものとし、会員は予めその旨了承します。
- (2) サンシャインシティカードポイントシステムの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

株式会社オリエンコーポレーション

カードに関するお問い合わせ先 札幌 ☎011-261-6002 東京 ☎049-271-3330 大阪 ☎06-6821-3860 福岡 ☎092-722-5477
受付時間/9:30~17:30(年中無休) 仙台 ☎022-215-2655 名古屋 ☎052-735-3525 広島 ☎082-225-5360

<ポイントの算出及びチケットの発行の基準>

1. ポイントは、カード利用代金 100円ごとに1ポイントが付与されます。
ポイントは、会員の各月の利用代金を販売店ごとに合算し、これに上記の割合を乗じて算出します。この場合、各販売店ごとのカード利用代金の合計が100円未満となるものについては切り捨てて計算されます。
2. チケットは 500ポイント (チケット発行のポイント単位) たまるごとに5,000ポイントを限度に発行されます。5,000ポイントを超える分については次月に繰り越され、そのポイント失効については第3条3項の定めと同様のものとします。